

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

測量計画機関である桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

桶川市大字下日出谷の一部

四 作業期間

令和元年十月十五日から令和二年三月二十七日まで